

第 5 条第 1 項について

基本的に修正なしとしたが、議会基本条例そのものではなく、関連する諸規定について見直しを提言する。

◆上越市議会会派及び各派代表者会議に関する規程

◆上越市議会政務活動費の交付に関する条例

以上により、2 人以上を会派とすることとしているが、昨今、多様性が重視される社会にあっては、一人一人の議員が多様な考え方の市民を代表する状況になっており、議員は一人であっても一定数の市民を代表する存在であることから、一つの会派として認めることがふさわしい状況になっている。したがって、2 人以上を会派とするとするという現規定は現況に合わないことから、この規定を削除する。